

岡山県公報

発行

岡山県

岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号

定価 1箇月2,330円

規

則

●岡山県規則第五十二号

岡山県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年三月三十日

岡山県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岡山県中小企業高度化資金貸付規則

第一条中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下「法」という。）に基づいて、県が中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号。以下「法」という。）に基づき、県が、中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業及びこれらを支援する事業に対し」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則における用語の意義は、法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号。以下「政令」という。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。）並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 高度化事業 別表第一各号に掲げる事業をいう。

二 中小企業高度化資金 別表第一各号に掲げる事業に係る資金をいう。

第三条第一項本文中「別表各号に掲げる貸付金の種類及び貸付対象事業」とに当該各号に掲げる貸付金の額、償還期限、据置期間及び利率の」を「別表第二及び別表第三に定める」に改め、「知事が」の下に「別に」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「償還期限」を「償還期間」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項第三号の規定による中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）」を「第十五条第一項第四号の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「法第二十三条第一項に規定する事業団の業務方法書の」を「同機構の」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条の見出しを「（貸付金の申請）」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条第一項各号を次のように改める。

一 別表第三各号に掲げる貸付金のうち、同表貸付金の割合の欄に掲げる貸付金の割合が百分の九十以内のものにあつては、貸付対象事業の実施に必要な契約を締結し、かつ、貸付対象事業の実施に必要な費用（国又は地方公共団体の補助金の交付を受けるときは、その交付額を除く。）のうち十分の一以上の金額を支払ったとき。

二 別表第三各号に掲げる貸付金のうち、同表貸付金の割合の欄に掲げる貸付金の割合が百分の八十以内のものにあつては、貸付対象事業の実施に必要な費用（国又は地方公共団体の補助金の交付を受けるときは、その交付額を除く。）のうち十分の二以上の金額を支払ったとき。

第十條第三項中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条を第九条とし、第十條を第十條とする。

第十二條第一項中「、別表第十七号、第二十六号から第三十一号まで及び第三十三号から第三十六号までの貸付金以外の貸付金の貸付けの場合にあつては」を削り、同条第二項中「支払い」を「支払」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条を第十一條とし、第十三條を第十二條とし、第十四條を第十三條とする。

第十五條の見出しを「（期日前償還）」に改め、同条中「第三條の償還期限」を「償還期日」に改め、同条第六号中「仮差押え」を「破産手続開始」に改め、同条を第十四條とする。

第十六條第一項中「第十三條」を「第十二條」に改め、同条第三項中「第十三号」を「第十二條」に、「同条」を「前条」に改め、同条を第十五條とし、第十七條を第十六條とする。

第十八條第一項中「償還期限」を「償還期日」に改め、同条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、同条を第十七條とし、第十九條を第十八條とする。

第二十條を削り、第二十一條を第十九條とする。

別表を次のように改める。

別表第一（第二條関係）

番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容
一	経営革新計画承認グループ事業	政令第二條第一項第一号に掲げる事業のうち、経営革新のためのものであつて、次に掲げるもの ロ 省令第二十六條第一項各号に掲げる基準に適合する事業 知事が別に定める基準に適合する事業
二	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第二條第一項第一号に掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のためのものであつて、次に掲げるもの ロ 省令第二十六條第二項各号に掲げる基準に適合する事業 知事が別に定める基準に適合する事業
三	下請振興事業計画承認グループ事業	政令第二條第一項第一号ロに掲げる事業で、省令第二十七條各号に掲げる基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの
四	総合効率化計画認定グループ事業	政令第二條第一項第一号ハに掲げる事業で、省令第二十七條の二各号に掲げる基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの
五	施設集約化事業	政令第二條第一項第二号イからニまでに掲げる事業のうち、次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの ロ 省令第二十八條第一項に規定する基準に適合する事業（同項第一号イに掲げる要件に該当する事業に限る。） ハ 省令第二十九條第一項に規定する基準に適合する事業（同項第一号イに掲げる要件に該当する事業に限る。） ニ 省令第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、同条第二項各号に掲げる要件に該当する事業 ホ 省令第三十一條第一項第二号に掲げる基準に適合し、かつ、同条第四項各号に掲げる要件に該当する事業
六	連鎖化事業	政令第二條第一項第二号イ又はニに掲げる事業のうち、次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの ロ 省令第二十八條第一項に規定する基準に適合する事業（同項第一号ロに掲げる要件に該当する事業に限る。） ロ 省令第三十一條第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、同条第二項第一号ロに掲げる要件に該当する事業
七	共同施設事業	政令第二條第一項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの ロ 省令第二十八條第一項に規定する基準に適合する事業（同項第一号ハに掲げる要件に該当する事業に限る。） ロ 省令第二十九條第一項に規定する基準に適合する事業（同項第一号ロに掲げる要件に該当する事業に限る。）

二	一	別表第二 (第三条関係)		十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
		番号	貸付対象事業									
異分野連携新事業分野 開拓計画認定グループ	経営革新計画承認 グループ事業(以下この 号において「事業」と いう。)	経営革新計画承認 グループ資金貸付金	次のいずれかの者 事業を実施する一 の代表者 事業を実施するそ れぞれの者	商店街整備等活性化支援事業	地域産業創造基盤整備活性化事業	商店街整備等支援事業	地域産業創造基盤整備事業	集積区域整備事業	集団化事業	企業合同事業	設備リース事業	経営改革事業
異分野連携新事業分野 開拓計画認定グループ	経営革新計画承認 グループ資金貸付金	次のいずれかの者 事業を実施する一 の代表者 事業を実施するそ れぞれの者	次のいずれかの者 事業を実施する一 の代表者 事業を実施するそ れぞれの者	法第十五条第一項第十五号に掲げる業務のうち、同項第三号ハに掲げる事業に係るものとして、過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	法第十五条第一項第十五号に掲げる業務のうち、同項第三号ハに掲げる事業に係るものとして、過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するた め又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第二項第二号に掲げる事業で、省令第三十七条第一号イに掲げる商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画又は同号ハに掲げる認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて実施するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第二項第一号に掲げる事業で、省令第三十六号第一号イに掲げる地域産業の創造に関する計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ニに掲げる認定支援計画に基づいて実施するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第一項第四号に掲げる事業で、省令第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第一項第三号に掲げる事業で、省令第三十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第一項第二号ハからホまでに掲げる事業のうち、次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの イ 省令第三十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準に適合する事業 ロ 省令第三十一条第一項第四号から第八号までに掲げる基準に適合する事業 ハ 省令第三十二条に規定する要件に該当する事業又は省令第三十三条に規定する基準に適合する事業	政令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きて貸貸するもの(特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、又は所屬員(以下「組合員等」という。)に買取予約付きて貸貸するものを除き、省令第二十八条第一項に規定する基準に適合するもの(同項第一号ハに掲げる要件に該当するものに限り。))に限る。))であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	政令第二条第一項第二号イ又はニに掲げる事業のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的改善を図るもの(特定中小企業団体の電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、又は所屬員(以下「組合員等」という。)に買取予約付きて貸貸するものを除き、省令第二十八条第一項に規定する基準に適合するもの(同項第一号ハに掲げる要件に該当するものに限り。))であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
次のいずれかの者 事業を実施する一 の代表者	次のいずれかの者 事業を実施する一 の代表者 事業を実施するそ れぞれの者	貸付対象者	貸付対象施設									
事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)											

	事業（以下この号において「事業」という。）	資金貸付金	ウイ 事業を実施するすべての者の連名によるもの	
三	下請振興事業計画承認 グループ事業（以下この号において「事業」という。）	下請振興事業計画承認 グループ資金貸付金	次のいずれかの者 ア 事業を実施するすべての者の連名によるもの ウイ 事業を実施するそれぞれの者	事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
四	総合効率化計画認定グループ事業（以下この号において「事業」という。）	総合効率化計画認定グループ資金貸付金	次のいずれかの者 ア 事業を実施するすべての者の連名によるもの ウイ 事業を実施するそれぞれの者	事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
五	施設集約化事業	施設集約化資金貸付金	事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、協業組合、合併会社又は出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
六	連鎖化事業	連鎖化資金貸付金	事業協同組合、協同組合連合会又は出資会社	連鎖化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
七	共同施設事業	共同施設資金貸付金	特定中小企業団体、企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
八	経営改革事業	経営改革資金貸付金	特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
九	設備リース事業	設備リース資金貸付金	特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備
十	企業合同事業	企業合同資金貸付金	合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十一	集団化事業	集団化資金貸付金	事業協同組合、協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十二	集積区域整備事業	集積区域整備資金貸付金	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十三	地域産業創造基盤整備事業	地域産業創造基盤整備資金貸付金	特定会社、公益法人、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これらに附帯する施設を含む。以下同じ。）
十四	商店街整備等支援事業	商店街整備等支援資金貸付金	特定会社、公益法人又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十五	地域産業創造基盤整備活性化事業	地域産業創造基盤整備活性化資金貸付金	特定会社、公益法人、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十六	商店街整備等活性化支援事業	商店街整備等活性化支援資金貸付金	特定会社、公益法人又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

別表第三（第三条、第九条関係）

番号	貸 付 金 の 種 類	貸 付 金 の 割 合	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む）	据置期間
一	小規模事業者貸付（別表第二十一号又は第二十二号に掲げる事業者のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業者を主たる事業として行う者に限る。）を除く。）の数が五人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が占有する施設に係る貸付けをいう。）	整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）のうち、知事が必要と認めるものの百分の九十以内	一・一〇％	二十年内	三年以内
二	広域貸付（別表第二十六号、第二十七号又は第二十九号から第三十一号までに掲げる事業者のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者（当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるもの）に係る貸付けをいう。）	整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内	一・一〇％	二十年内	三年以内
三	施設再整備貸付（過去に、別表第二十一号から第二十二号までに掲げる事業者のうち、いずれかの事業を行つた中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備若しくは既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る貸付け又は同表第十一号に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同号の事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付けをいう。）	第一号に掲げる貸付けに係るものについては整備資金のうち知事が必要と認めるものの百分の九十以内、第二号及び第四号に掲げる貸付けに係るものについては整備資金のうち知事が必要と認めるものの百分の八十以内	一・一〇％	二十年内	三年以内
四	普通貸付（別表第二十一号若しくは第三号から第十二号までに掲げる事業者のうち、第一号から第三号までに掲げる貸付け以外の貸付け又は別表第二十五号又は第十六号に掲げる事業に係る貸付けをいう。）	整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内	一・一〇％	二十年内	三年以内
五	普通貸付（無利子）（別表第二十二号、第二十五号及び第十六号に掲げる事業に係る貸付けをいう。）	整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内、ただし、別表第二十二号に掲げる事業に係る貸付けについては、百分の九十以内	無利子	二十年内	三年以内
六	災害復旧貸付（別表第二各号に掲げる事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図るもので、知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付けをいう。）	整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の九十以内	無利子	二十年内	三年以内
七	緊急健康被害等防止貸付（別表第二各号に掲げる事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るもので、知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付けをいう。）	整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の九十以内	無利子	二十年内	三年以内

備考

一 別表第一から第四号までに掲げる貸付けの種類のうち、次のいずれかに該当するものについては、当該各号の利率にかかわらず、無利子とする。

二 別表第二十一号又は第二十二号に掲げる事業者のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。

三 別表第二十一号又は第二十二号に掲げる事業者のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十条第二項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。

四 別表第二十三号、第二十五号から第二十九号までに掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）第七条第二項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該承認計画に記載された中小企業者であるもの。

五 別表第二十四号、第二十五号（貸付対象者が特定中小企業団体である場合に限る。）の第七号又は第十号から第十二号までに掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。

六 別表第二十五号に掲げる事業者のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合若しくは組合員等、合併会社の出資者の三分の二以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業若しくは情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資

金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 七 別表第二第五号に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号。以下「小売振興法」という。）第四条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 八 別表第二第五号、第七号（貸付対象者が特定中小企業団体である場合に限る。）第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第七項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第四十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け。
 九 別表第二第五号、第七号、第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十 別表第二第六号に掲げる事業のうち、小売振興法第四條第五項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け。
 十一 別表第二第七号、第八号、第十号又は第十一号に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第八條第二項に規定する承認高度化等計画、同法第十條第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十四條第二項に規定する承認進出計画又は同法第二十六條第二項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十二 別表第二第七号、第八号又は第十一号に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第七條第八項に規定する特定商業施設等整備事業又は同法第九項に規定する特定事業に係る同法第四十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十三 別表第二第七号又は第十一号に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設又は共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十四 別表第二第七号又は第十二号に掲げる事業のうち、小売振興法第四條第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十五 別表第二第八号に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第五条第三項に規定する認定振興計画、同法第八條第三項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第十條第三項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十二條第二項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け。
 十六 別表第二第八号に掲げる事業のうち、小売振興法第四條第四項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け。
 十七 別表第二第十一号に掲げる事業のうち、小売振興法第四條第二項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。
 十八 別表第二第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第6条関係）」に改め、「岡山県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和42年岡山県規則第70号）」に改める。

様式第一号を削る。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第2号（第9条関係）」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第3号（第11条関係）」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岡山県中小企業高度化資金等貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。